

EUとの経済連携協定の大枠合意における農林水産業への対応と
十分な情報提供を求める意見書

平成25年3月から交渉が開始されたEUとの経済連携協定（以下、「EPA」という。）は、交渉開始から4年余りが経過した本年7月に大枠合意した。我が国は農林水産物の一部で市場開放に応じ、EUは日本車の関税を発効後7年かけて引き下げるなどの内容となっており、平成31年の早い段階での発効を目指し、年内にも最終合意することで交渉が進んでいる。EPAは、全貿易品目の大半で関税を撤廃する高水準の協定であるとともに、我が国とEUの経済規模は世界の国内総生産の約3割を占め、貿易額では約4割に上り、我が国初のメガ自由貿易協定となる。

EUは、日本酒や緑茶にかける関税を撤廃するとしており、当県としても、全国新酒鑑評会において5年連続で金賞受賞数日本一となった県産日本酒の巨大経済圏への輸出拡大が期待される。

しかしながら、我が国における豚肉やチーズなどの関税の撤廃及び削減も盛り込まれているため、環太平洋経済連携協定（TPP）と同様に、農林水産業において市場競争が激化し、国内価格に大きな影響を与えるおそれもあり、現場からは懸念の声が上がっている。

よって、国においては、EPAの合意内容の詳細及び合意内容が実施された後の地域経済等への影響を把握し、国民に対して十分な情報提供を行うとともに、生産性の向上や担い手の確保など、持続的で発展可能な農林水産業の構築に向け、国の責任による万全の対策を構築するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月4日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
農 林 水 産 大 臣
経 済 産 業 大 臣

福島県議会議長 杉 山 純 一